

# 事務所コラム

2016年5月23日(月)

〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-3-8 1F

税理士法人海老原税理士事務所 TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822

Email [reiko@ebihara-tax.jp](mailto:reiko@ebihara-tax.jp)

## 法人利用が進むソフトバンク「Pepper」 次世代ロボットの耐用年数

### 法人利用が進む人型ロボット「Pepper」

ソフトバンクで販売されている人型ロボット「Pepper」。27年10月には法人向けモデルの「Pepper for Biz」が発表されています。ロボットといっても、「Pepper」は産業用ロボットのイメージとは違い、「感情エンジン」と「クラウドAI」を搭載した世界初の感情認識パーソナルロボットなのです。

活用が期待されるのは主に「接客」分野。標準機能である「ビジネスアプリかんたん生成」を利用して、「声かけ」「商品紹介」「簡易診断」「アンケート」などを自社の接客スタイルにカスタマイズできます。

また、「接客回数・時間」「ユーザー属性(年代・性別など)」「顧客が表現した感情(喜び・驚き)」の「接客データ」の見える化ができるものとして、既に金融機関・小売業・運輸業など500社が導入しているようです(28年1月現在)。

### 経産省は「次世代ロボット」の普及推進

このような話を聞くと、いよいよ、モノを製造する「産業用ロボット」から、サービスを提供する「サービスロボット」の時代に差し掛かったと感じるかもしれません。

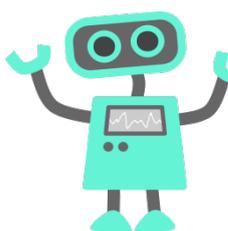
経済産業省のロボット政策研究会では、このようなロボットを「次世代ロボット」

と定義し、普及を推進していますが、「Pepper」はその好例と言えるでしょう。

### 「次世代ロボット」の耐用年数は？

経理マンの方は「次世代ロボット」の耐用年数が気になるかもしれませんね。一応、現行法でのロボットの耐用年数の判断の目安は次のようになるものと思われます。

店舗内で使用するロボット	①宣伝用 「器具及び備品」「看板及び広告器具」「その他のもの」「主として金属製のもの」→10年 ②運搬・受付・接客ほか 「器具及び備品」「前掲のもの以外のもの」「その他のもの」「主として金属製のもの」→10年
製造工程で使用されるロボット(産業用ロボット)	「機械及び装置」に該当し、そのロボットを使用している製造業用設備の耐用年数
産業用ロボットメーカーのデモンストレーション・宣伝用	「前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」「主として金属製のもの」→17年



SF好きの方は、アシモフの「ロボット三原則」を思い出したかもしれませんね。